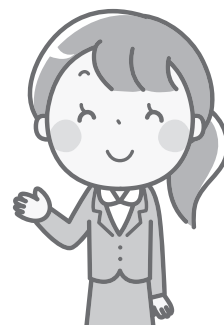


老齢厚生年金受給権者の在職による支給停止について

老齢厚生年金の受給権を有している方が、市町村役場や民間企業などに再就職し、厚生年金保険の被保険者等になったときは、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

なお、短時間再任用の方は第1号厚生年金被保険者となり、民間企業に就職された方と同様の取扱いとなる場合がありますので、お勤め先にご確認ください。



年金の支給停止計算の対象者について

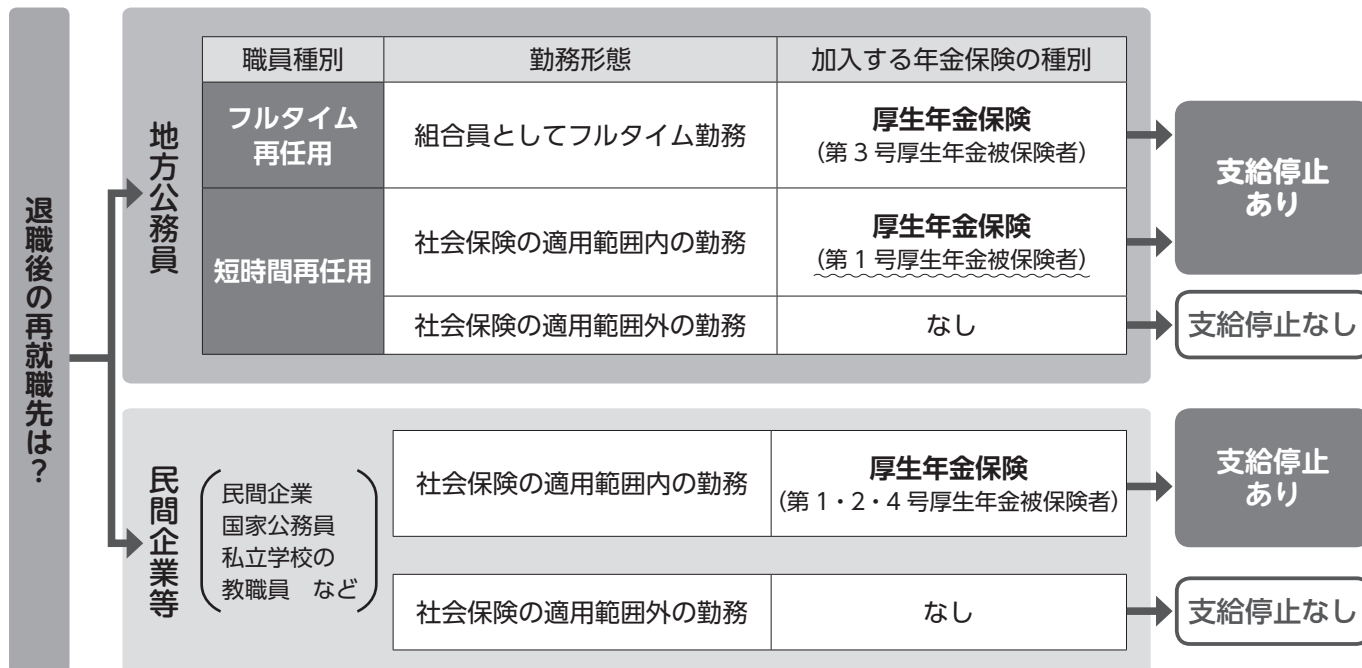
厚生年金保険(公務員、私立学校教職員を含む)に加入した方

※厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含む。

国会議員・地方議会議員となった方

※届出用紙を郵送いたしますので必ず共済組合に連絡してください。

働き方により年金の支給停止が行われます



注意点

- ・老齢厚生年金のご請求後、受給権発生日の翌月まで遡及をし、支給停止等の計算を行います。
例) 請求手続きが受給権発生日から半年経過してから行われた場合は、半年遡及となります。
- ・本組合と日本年金機構等において、標準報酬月額等の情報交換を行っておりますので、標準報酬月額の変動等のご連絡は不要です。
なお、情報交換から支給停止額等の計算には、時間を要する場合がございますので、ご了承ください。
- ・「障害者特例」および「長期在職者特例」該当者に支給される定額部分等については、厚生年金加入中(公務員含む)は支給停止となります。
- ・受給権発生後に、公務員として再就職された場合は、ご提出書類がありますので、必ず、ご提出するようお願いします。(詳細は『共済だより』10月号をご参照ください。)

老齢厚生年金の支給停止額の計算について

65歳未満の方と65歳以上の方で停止額の計算方法が異なります。

65歳未満の場合

$$\text{① 年金 (基本月額)} + \text{② 賃金 (総報酬月額相当額)} > 28\text{万円}$$

※① + ② が28万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

①年金が 28万円 以下の場合	②賃金が47万円以下のとき	②賃金が47万円を超えるとき
	$\frac{\text{①} + \text{②} - 28\text{万円}}{2} \times 12\text{月}$	$\left\{ \frac{(47\text{万円} + \text{①} - 28\text{万円})}{2} + (\text{②} - 47\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$
①年金が 28万円を 超える場合	②賃金が47万円以下のとき	②賃金が47万円を超えるとき
	$\frac{\text{②}}{2} \times 12\text{月}$	$\left\{ \frac{(47\text{万円})}{2} + (\text{②} - 47\text{万円}) \right\} \times 12\text{月}$

65歳以上の場合

$$\text{① 年金 (基本月額)} + \text{② 賃金 (総報酬月額相当額)} > 47\text{万円}$$

※① + ② が47万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

$$\text{① 年金} + \text{② 賃金} > 47\text{万円} \text{ のとき}$$

$$\frac{(\text{①} + \text{②} - 47\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$$

⚠ 公務員以外の加入期間に基づく複数の老齢厚生年金を有する場合で、上記計算式により計算した結果、支給停止額がある場合は、当該支給停止額をそれぞれの年金額で按分して算出した額に基づき、それぞれの年金から停止することとなります。

① 年金(基本月額)

老齢厚生年金※1 の年額(加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。)の1 / 12

※1…複数の老齢厚生年金を有する場合、合算額となります。

② 賃金(総報酬月額相当額)

標準報酬月額※2 と過去1年間の標準賞与額の総額の1 / 12の合算

※2…厚生年金保険法の規定による標準報酬月額

なお、令和2年度時点での法律によるものとなりますので、ご注意ください。

退職共済年金(経過的職域加算額)の支給停止について

公務員(第2号および第3号厚生年金被保険者)で在職中… 全額支給停止
民間企業等および短時間再任用で在職中…………… 全額支給

令和4年4月から 65歳未満の方の支給停止基準額が変わります!

令和2年5月29日「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、6月5日に公布されました。

令和4年4月からは、65歳未満の方の支給停止基準額が65歳以上の方と同額となります。

詳細は、『共済だより』12月号の投げ込み冊子等でご確認ください。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307